

婦人科検診業務委託（A、B及びD共通）仕様書

1 目的

臨時健康診断の一環として婦人科検診を実施することにより、乳がん及び子宮がん等を早期に発見し、職員の健康を保持することを目的とする。

2 検査実施期間

令和3年10月1日から令和4年2月28日

3 検査項目及び実施方法

職員の希望検査項目に応じて、次の（1）から（6）の検査を実施する。

（1）乳がん：問診、触診及び視診

女性職員のうち、希望者のみ実施。

（2）乳房X線検査：二方向撮影

（1）の受診者で、令和4年3月31日現在、35～51歳の奇数年齢及び53歳以上の職員が対象。（1）と併せて実施。（2）のみの受診は不可。

（3）乳房超音波検査：超音波法による検査

（1）の受診者で、令和4年3月31日現在、35～51歳の奇数年齢の職員が対象。（2）又は（3）の一方のみ希望可。（1）と併せて実施。（3）のみの受診は不可。

（4）子宮がん（頸部）：診察及び問診、細胞診（頸部）

女性職員のうち、希望者のみ実施。

（5）子宮がん（体部）：細胞診（体部）

（4）と併せて実施。（5）のみの受診は不可。

（6）骨密度検査：問診及び超音波法又はDEXA法による検査

令和4年3月31日現在、30歳、35～51歳の奇数年齢及び53歳以上の職員が対象

4 検診体制

（1） 「指定年齢精密健康診断及び婦人科検診実施地域一覧表」（別表2-1）の実施地域区分A、B及びDに定める地域で、上記3検査項目に掲げる検査を実施すること。

（2） 午前の部又は午後の部に分け、すべての検査項目を同一施設内において、原則として午前の半日間又は午後の半日間で終了すること。

（3） 受診者が婦人科検診に併せて「指定年齢精密健康診断業務委託（A～D共通）仕様書」に定める指定年齢精密健康診断の受診も希望する場合は、原則としてこれらを同日に実施すること。

なお、受診者は、「婦人科検診のみ」「指定年齢精密健康診断及び婦人科検診」のいずれの受診方法を選択して良いこととする。

5 実施方法

(1) 検査日時の決定及び調整

- ア 検診機関は、指定年齢精密健康診断及び婦人科検診それぞれの検査可能日程一覧（任意様式）を発行し、神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）へ提出する。
- イ 機構は、職員の検査希望項目及び希望日を反映した受診対象者名簿を、検診機関に送付する。
- ウ 検診機関は受診対象者名簿に基づき、対象職員の所属の健康診断担当者と調整のうえ、受診日程を決定する。
- エ 検診機関は受診日程の決定後、個人別の受診票（親展・密封）を作成し、受診者の所属へ概ね受診日の1か月前までに送付する。その際、所属長あてに、受診者ごとの受診日時を記載した一覧表（任意様式）を併せて送付する。各所属の所在地は「所属一覧」（別表3）に示す。
- オ 受診者が指定された受診日時に受診できない場合は、日程を変更するものとし、その調整は、受診者と検診機関で行う。

(2) 検査の実施

受診者は、指定された日時に受診票を持参し検診機関で受診する。

6 受診見込件数

検査実施期間中の受診見込件数は、「婦人科検診検査種類別 検査実施期間中受診見込件数」（別表2 - 3）の実施地域区分A、B及びDに定めるとおりとする。ただし、当該件数は見込件数であり、検査実施期間中の実績を保証するものではない。

7 結果報告

- (1) 各受診者の検査結果は、検診機関が任意の様式を用いて個人結果通知を作成し、受診者ごとに個別の封筒に入れ、親展文書として受診後速やかに該当職員の所属へ送付する。
- (2) 検診結果の機構への報告は月毎に集計し、速やかに、「婦人科検診実施結果報告書」（様式7）、「婦人科検診受診者名簿」（様式8）及び「婦人科検診結果一覧表」（様式9）を提出する。なお、（様式7）から（様式9）は、受診者全員分をまとめたもの及び所属毎に受診者をまとめたものをそれぞれ1部ずつ作成し、機構へ提出する。

8 留意事項

受診結果により、重大かつ深刻な疾病が発見された場合は、受診者に対して医療機関等への受診勧奨を行うこと。